

第 8 回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1 . 日 時

平成 1 6 年 3 月 3 日 (水) 1 4 時 0 0 分

2 . 場 所

神戸市中央区海岸通 2 9

神戸地方合同庁舎 1 階「共用第 4 会議室」

3 . 出席者氏名

出席委員

嶋 洋一 / 川本 信義 / 中村 庄助 / 西川 太

折見 勝治 / 山根 勝法 / 鍋島 弘行 / 高橋 昭

前田 健二 / 今津 時長 / 藤本 昭夫 / 坂井 淳

三本菅善昭

以上 1 3 名

臨席者

水産庁 資源管理部 管理課 資源管理推進室長 佐藤 力生

資源管理企画班課長補佐

斎藤 晃

T A E 班課長補佐 阿部 智

漁政部 水産経営課 経営改善班課長補佐 廣山 久志

独立行政法人水産総合研究センター

瀬戸内海区水産研究所 資源生態研究室長 永井 達樹

九州漁業調整事務所 資源管理計画官 吉永 政信

沿岸第二係長 高松 貴志

資源管理係長 西部 博秀

瀬戸内海漁業調整事務所 所長 丹羽 行

調整課長 大田 浩二

資源課長 小林 一彦

指導課長 森 春雄

資源保護管理指導官 櫻林 正夫

資源管理計画官 平松 大介

漁船検査官 岡崎久美子

調整係長 生駒 潔

資源管理係長 今泉 寛典

	漁場整備係長	田中 健治
	調整係	武下 久恵
和歌山海区漁業調整委員会	事務局長	池永 勝彦
和歌山県農林水産部水産局資源管理課	副主査	島村 亨
大阪海区漁業調整委員会	書記長	朝生 富夫
大阪府環境農林水産部水産課	課長補佐	森 政次
	〃	細川 輝久
	主査（振興総括）	米田 佳弘
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会	書記	都倉 由樹
兵庫県農林水産部農林水産局水産課	課長補佐兼資源管理係長	
		三木 宗和
	主任	山下 正晶
岡山海区漁業調整委員会	事務局次長	池田 善平
岡山県農林水産部水産課	課長補佐	田中 丈裕
広島海区漁業調整委員会	事務局長	平本 義春
	事務局次長	竹内 行男
広島県農林水産部漁業調整室	主任技師	武田 高明
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会	主査	桑原 賢也
徳島海区漁業調整委員会	事務局長	吉川 真澄
徳島県農林水産部水産課	普及・振興担当技師	嶋村 一郎
徳島県農林水産部水産課漁業調整室	調整・漁船担当係長	大塚 弘之
香川海区漁業調整委員会	事務局副主幹	菊地 博史
香川県農政水産部水産課	主査	牧野 弘靖
	主査	大山 憲一
香川県水産試験場	主席研究員	山田 達夫
愛媛県農林水産部水産局水産課	栽培漁業係長	滝本 真一
	漁場管理係主査	竹本 逸一
愛媛県中予水産試験場	主任研究員	河野 芳巳
愛媛県漁業協同組合連合会	参事	松根 喬
	漁政部長	富田 勘司
福岡県豊前海区漁業調整委員会	事務主査	宮本 佳明
大分県林業水産部漁政課	参事	小野 眞一
全国漁業協同組合連合会漁政部	部長代理	高浜 彰

4 . 議題

- 1 . さわら瀬戸内海系群資源回復計画について
- 2 . 次期資源回復計画検討の進捗状況について

- 3．平成16年度資源管理関係予算について
- 4．資源回復計画に係る支援について
- 5．その他

5 . 議事の内容

(1 4 時 0 0 分開会)

(平松資源管理計画官)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第8回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日、学識委員の荒井委員が事情やむを得ず欠席されておりますが、定数の過半数を超える委員のご出席を賜っております。従いまして、漁業法第114条で準用いたします第101条に基づき本委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは、藤本会長、議事進行をよろしく申し上げます。

(藤本会長挨拶)

(藤本会長)

皆さん、こんにちは。一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方には何かとお忙しい中を委員会にご出席をいただきましてありがとうございました。また、水産庁管理課資源管理推進室の佐藤室長をはじめ、ご来賓の皆さま方には、お忙しい中ご臨席をいただきましてありがとうございました。

本日の案件といたしましては、「さわら瀬戸内海系群資源回復計画について」及び「次期資源回復計画検討の進捗状況について」等を予定しております。

これまで取り組んできましたサワラに加えまして、本日は、山口・福岡・大分の周防灘3県連合海区漁業調整委員会において検討を進めてまいりました周防灘小底対象魚種の資源回復計画の骨子も示されることとなっております。サワラに続く瀬戸内海での第2番目の魚種として非常に重要な案件でありますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

牛肉のBSE問題、それからまた、鳥のインフルエンザ問題等、食の安全、安定供給の根本を揺るがすような事件が続発し、水産物に対する関心が高まっている昨今、瀬戸内海水産資源の回復を目指す当委員会の役割も非常に注目されているところでございます。委員の皆さま方におかれましても、さらなるご尽力をお願いする次第でございます。

以上、簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、本日、水産庁から佐藤資源管理推進室長にお越しをいただいておりますので、一言ご挨拶をお願いします。

（佐藤資源管理推進室長挨拶）

（佐藤資源管理推進室長）

水産庁管理課の佐藤でございます。第8回瀬戸内海広域漁業調整委員会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

資源回復計画と申しますのは、平成13年度に成立しました水産基本法において、最も重要な施策の一つとして位置づけられました我が国周辺資源の持続的利用と管理を具体化する施策として、広域漁業調整委員会の設置とともに、開始されましたが、本年度末で早くも2年半が経過しました。

これまで、6計画12魚種につきましては、作成が終わり、既に実施に入っております。それから、本日議題の中にもありますけれども、いわゆる着手魚種は4計画10魚種という、全国的な数字があがっております、目標は50魚種を掲げておりますが、全体としては、遅々とはしているけれども確実に進んでいると言えるのではないかと考えているところであります。

我々庁内でも国会の先生方と話をする中で、水産基本法を議論する時の7割近くが資源管理であったという覚えがあります。その結果、作られた資源回復計画は一体どうなったのだろうか。そういう気の早い成果を求める声の一部から寄せられております。もちろん資源というものは簡単に回復するものではなく、関係者の大変な努力を要するものですが、その中で資源回復計画第1号として、当委員会において大変困難な問題があった中、皆様のご努力により作成されましたサワラが、幸いこれまでのところ漁獲量が増加していることをお聞きしており、代表例として、私どもも関係者への説明をさせていただいているところで、皆様方には大変感謝しているところでございます。

いよいよ回復計画着手という期限までにあと1年を残す限りとなりました。1魚種でも多く回復計画の対象にできるよう、一層の努力が私どもにも求められているところでありますけれども、一方で、いろいろな問題が生じていることも事実であります。本日、後に詳細を触れますが、国と地方の行財政改革、いわゆる三位一体の改革によって、昨年ごろから急速に地方の財政状況が悪化して、これが資源回復計画を推進していく上で非常に大きな問題になっております。

しかし、そうは言いながら、このサワラはふええつつあるところですが、それ以外にも、例えば日本海西のズワイガニ、これは従来から資源管理事業等の取り組みもありましたが、毎年確実に漁獲量がふえており、平成17年からいよいよ漁獲に加入してくるサイズがありますが、これが例年の3、4倍のサイズで入ってくることはほぼ確実です。一方、小型底びき網の方では、夏の間は無駄にとられたズワイガニの8割ほどを、海の中に生かして戻すという事実も聞いておりますので、恐らく次は日本海のズワイガニも確実に成果が上がってくるのではないのでしょうか。

それから、資源回復計画のモデルになりますハタハタは、確実に資源が回復基調にありまして、長い間、余りにも魚がとれなかったときには、ブリコが浜に打ち上げられて、そ

れをとることが違反行為だということすら、一般市民は知りませんでしたので、皆が浜でブリコを集めて持って帰ろうとするのをパトカーで巡回し、やめるよう注意するなどを行った結果、確実に回復したということが言えます。ただ、資源が悪かった間に需要が切れて、なかなか消費者がついてこないということが最大の問題です。

しかしそのような中で、いろいろな問題もございますが、確実に成果が上がっていることも含めて、平成16年度で一区切りになります。水産基本計画は平成24年までを目標にしておりますので、この事業そのものは平成23年まで継続していくことになっております。したがって、平成16年度は幾つかの山場の中で、非常に重要な年になると思います。当委員会におきましても、残された魚種につきまして、合意形成に向け、委員の皆様をはじめ関係者の一層のご努力をご期待申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

(資料の確認)

(藤本会長)

ありがとうございました。

続きまして、本日使用します資料の確認を行いたいと思います。事務局、お願いします。

(平松資源管理計画官)

それでは本日お手元にお配りしております資料ですが、まず、議事次第、それから委員名簿、そして本日の出席者名簿、それから会議で使用いたします資料が1番から資料8までございます。それから最後に、参考資料といたしまして、現行のさわら資源回復計画と委員会指示を一緒にとじたもの、以上になってございますが、不足等ございましたら事務局の方までお申しつけください。

(議事録署名人の選出)

(藤本会長)

それでは、議事に入らせていただきますが、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人を選出しておく必要がございますので、従来からの慣例によりますと私の方から指名させていただいておりますが、よろしいですか。

(「異議なし」という者あり)

(藤本会長)

はい、ありがとうございます。それでは、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。和歌山県の嶋委員さんと徳島県の鍋島委員さんのお二方をお願いします。どうかよろしく願いいたします。

（さわら瀬戸内海系群資源回復計画について）

（藤本会長）

それでは、議題1「さわら瀬戸内海系群資源回復計画について」に入ります。まず、平成15年度の資源回復措置等の実施状況について、事務局から報告をしていただきます。事務局をお願いします。

（平松資源管理計画官）

瀬戸内海漁業調整事務所資源管理計画官を務めております平松でございます。よろしくお願いいたします。資料につきましては、資料1を用いましてご説明させていただきます。

資料1の1ページ目に漁獲努力量削減措置の各取り組みが載せてございますが、4ページ目の広域漁場整備及び漁場環境保全の取り組みまでの内容は、前回の第7回委員会で提出させていただいた資料と同一でございますので、平成15年度実施状況につきましては、資料1の5ページ目からご説明させていただきます。5ページ目をごらんください。「平成15年度さわら漁獲努力可能量（TAE）管理の実施状況」というタイトルの資料でございます。こちらには、平成15年度のTAEの隻日数の数値と、それから設定値に対する消化率につきまして、都道府県と漁業種類別ごとに記載させていただいております。TAEの設定値に対する消化率につきましては、4%から55%と府県ごとにばらつきがございますが、瀬戸内海全体で見ますと、17%となっております。TAEにつきましては、他の回復計画で実施しておりますTAEの消化率と比べますと低いものという形になっておりますが、これはさわら資源回復計画を実施している中で、TAEの管理期間下でありながら、漁業者から更なる資源回復に対する協力が得られた結果と理解することができるかと思っております。また、昨年につきましては、漁場形成の関係で漁獲の不調な時期に操業の自粛をされたり、またヌタやクラゲの影響で操業ができなかった時期が影響しているものと考えられます。

TAEにつきましては、平成15年度が制度適用の初年度でございましたが、対象漁業者の方をはじめ関係者の協力のもとに、大きなトラブルもなく実施できたことをご報告いたしますとともに、感謝の意を表するものでございます。

6ページ目には平成15年のサワラ漁獲量を記載させていただいております。1に瀬戸内海全体の漁獲量を載せておりますが、最新の数字は、農林水産省統計部発表によります3ヶ月ごとの速報値の12月までの集計によりますと、平成15年につきましては、括弧書きで書いてございますように971トンであります。昨年の988トンは概数値でございますが、こちらと比べますと、若干減っておりますが、各府県の担当の方々からの情報によりますと、全体といたしましては、昨年を上回る漁獲量だという報告を聞いております。ですので、こちらの速報値が、今後年間の数字としてまとめられる段階では、平成14年を上回る数字になると見込んでございます。

また2には、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示で漁獲量の上限が定められておりますは

なつぎ網、さわら船曳網それからさごし巾着網の漁獲量を右側にそれぞれ掲載しております。さわら船曳網は22キロでございましたのでトン単位では0トンとなっております。

まことに簡単でございますが、平成15年さわら資源回復計画の取り組み実施状況につきましては、以上でございます。

(藤本会長)

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご質問等があればお願いいたします。

それでは、次にサワラの資源状況について、独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所永井室長から報告をしていただきたいと思います。永井さん、よろしくお願いいたします。

(永井資源生態研究室長)

「サワラ資源の管理措置と資源回復」を説明します。説明の順序ですが、漁獲量の推移、資源評価、その次に前回委員会のときに話しましたが、平成15年版の評価票で漁獲量予測がどのようになっているかということをお話します。その次に、2004年に関する前回のコメントについて再度話します。それから、2003年4月から12月の漁獲量、これは調整事務所が各県からのデータを集計した資源回復計画での漁獲量です。それをまとめたものを東西別季節別、あるいは府県別季節別に示します。簡単に言うと、東は前年並み、西は好漁とまとめられます。それから、2003年秋のサゴシ、それは2003年生まれですけれど、その数が少ないということをお話します。それから次に、東、西の管理措置の違いを再度お話ししたいと思います。煎じ詰めて言えば、東では割と管理措置が手厚く、西では薄いということです。

それから、種苗放流の状況がどのようになっているかを話したいと思います。結論としては、前回の委員会で話したように、もう少し慎重になった方がいいのではないかということをお話したいと思います。

それではまず漁獲量の推移ですが、これは過去40年ぐらいの年間漁獲量です。青が瀬戸内海東部で、赤が西部です。1986年前後、瀬戸内海で6千トンぐらい漁獲がありましたが、それが急速に減り、その後香川県をはじめとする東部での自主的な秋の休漁がありまして、1998年頃から漁獲量が徐々に回復してきました。流し網の対象年齢だけで言いますと、昭和40年(1965年)頃が4歳、これがその後3、4歳に変わってきて、1980年代の中頃は2歳から3歳となり、1990年代の中頃からは2歳から1歳と、更に若いものとなりました。それから、多分サワラの数が減って1匹当たりの餌が増えてきたために80年代の後半頃から同じ1歳、2歳でも魚体が大型化してきました。その後、1998年には年間漁獲量の最も低い196トンになりました。このときに東部で秋漁の自主的な規制が始まったわけです。それから2002年から資源回復計画がスタートしましたが、このときの漁獲量が984トンです。それで年間漁獲量が一番底だった1998年頃に比べると、2002年は東部で6.1倍になっており

ますし、西部では4.2倍まで回復しております。その理由としては、飼料生物として重要なカタクチイワシ資源が、瀬戸内海で1999年頃から増えてきている傾向もありますので、それがサワラ資源を増加させる追い風になっていると考えております。

それから平成15年版の評価票で、どのようなことを前回の委員会で話したかということですが、そこでは2002年から過去の資源量を計算しておりますが、2003年以降は2002年を出発年として将来を予測しているわけです。それで2002年の資源量を東西で足しますと、1,908トン、それが2003年には資源量は減ると予測しています。漁獲量は2002年の水準で漁業を続けると、2003年は前年比9%増えて1,075トンと予想できます。しかし2004年には、漁獲量は前年比0.8倍に減るであろうと予測されます。2004年の持続的な漁獲量、つまり2003年の1,864トンに資源を維持するような漁獲を計算することができるわけですが、それは全体で700トン程度、すなわち東を400トンにして西を300トン程度にすると、前年比0.65倍になります。その場合なら2003年の資源量を維持できるであろうとの計算を前回示しました。その結果、2004年について水産研究所として水産試験場の方たちと相談してまとめたことは、年間の漁獲量を少し下げるか、それに見合う漁獲圧とするような管理が望ましいということです。

ただし、加入動向や環境、あるいは餌の状況が良くなることも考えられますので、今後の推移を見守ることも選択肢の一つであるとコメントしました。

2003年4月から12月の漁獲量が資源回復計画のもとで、どのように集められたかと言いますと、各府県で集計し調整事務所に報告しているので、捕捉率が100%ではなく、各府県によって捕捉率が異なり、また100%ではないので、統計情報による公式の数字よりは小さいものになります。それでみますと、瀬戸内海全体を春、夏、秋の3つの期間に分けた場合、春は4月から6月ですが339トンで前年比1.3倍、夏は7月から9月で198トンで前年比1.9倍、これはほぼ9月の結果です。それから秋は10月から12月で262トンで前年比1.1倍とほぼ前年並みです。まとめますと、春と夏が好漁で、秋が前年並みとの結果でした。次に、4月から12月の東西別季節別漁獲量ですが、左側の方が春4月から7月の棒グラフ、右側は秋8月から12月の棒グラフで、瀬戸内海東部では春に146トンとって1.1倍の前年並み、秋は144トンで、同じく1.1倍の前年並みという結果です。西部は、春に219トンとって1.7倍、秋に288トンとって1.4倍です。まとめますと東部は春4月から7月、秋8月から12月ともに前年並み、西部は春、秋ともに好漁と言えます。

次に府県別に見てみました。同じように左側が春で右側が秋の漁獲量です。それから赤で示してあるのは、前年より下回った場合です。山の高さで漁獲量を表していますので高い方が漁獲量が多いということです。和歌山県から見ますと、春に少量とれただけで、秋は0.9とほぼ前年並みでした。大阪府の場合は秋が1.8倍で良く、兵庫県は春も秋も1.5倍で良かったです。岡山県は春が0.8倍で前年をやや下回りました。香川県は春0.9倍でほぼ前年並みかやや下回る結果です。広島県は春2.1倍であり、愛媛県は1.6から1.7倍ということで、春も秋も多かったです。山口県の場合は秋に1.6倍で良かったです。福岡県は秋が1.3倍でした。それから大分県はブロック漁業者協議会の時には数字が小さかったんで

すが、その後、最近の数字が出まして、ほぼ前年並み1.1倍となっております。まとめると、東の方では春は兵庫県、秋は兵庫県と大阪府で好漁でありましたが、西の方では春は愛媛県と広島県で好漁、秋は愛媛県と山口県で好漁でありました。悪い方を言いますと、秋に徳島県で0.4倍で不漁、それから大分県では1.1倍でほぼ前年並みということで、外側の方がやや悪かった感じです。

それで、良かったところの原因として今考えられてることは、広島県の場合は資源回復措置により網目が大きくなったことにより、魚体の大きなものがとれるようになったと考えております。それから山口県や愛媛県については、網目が大きくなったことと、秋に比較的瀬戸内海全域に水温が高いという状態が続いていることで、サワラが滞留しやすい条件がここ3年ほど続いたのが良かったのかと思います。それから燧灘については、今年カタクチイワシの大羽が割と多かったのですが、夏場の割と早い時期から油イワシが出たことにより、カタクチイワシの漁獲を控えたため、それにサワラが付いて漁獲がより好漁であったのかと見ております。

それから、東と西で春と秋の漁模様を見ますと、これは香川水試の資料で東部の例ですが、2003年の年別体重銘柄別の漁獲尾数ですが、5漁協の合計値ですと、2003年は2キロ以下の一番濃いところのサゴシ、つまり2001年生まれの1歳魚が主体でした。それから秋については同じく香川水試の資料で引田の大型定置のデータですが、2002年のサワラとサゴシの銘柄別漁獲量はサゴシが大変多く、つまり2002年生まれが多かったということの証ですが、それに比べて2003年生まれのサゴシがとれていないので、2003年生まれは資源が少ないのではないかと考えられます。次に西ですが、愛媛県の資料で、燧灘の3漁協合計の漁獲量ですけれども、平成15年、つまり2003年の春4月から6月は1歳魚のサゴシが多かった、つまり2002年生まれは数が多く、東と同じ状況です。それから秋10月から12月は前年に比べて少ないです。ですから、0歳魚である2003年級は少なく、これも東と共通しています。すなわち西も東も2003年生まれはあまりとれていないということが言えると思います。

それから東と西の管理措置の違いですが、資源量に対する漁獲量割合は西と東ではほとんど差がありません。ところが、資源回復の措置は、東では1998年から自主的に始まったわけで、秋の禁漁期間が長いということでもあります。逆に西では2002年からで、禁漁期間が短いということです。種苗放流についても、東で取り組みが早くかつ量が多いことから、東の方でいろいろと努力がされているのに、漁獲量がふえない要因は、1年程様子を見てから、また意見を述べたいと思います。

次に、種苗放流の状況です。これは屋島栽培漁業センターがまとめた資料で、実際の作業は栽培漁業センターと特に香川県等を中心に各府県が協力して行っています。年別の放流数については、過去2年間、平成14年、平成15年については、ある程度安定して種苗が放されるようになりました。これまで数年間行っているわけですが、小型の4センチのものは2週間中間育成すれば大型の10センチサイズになります。再捕率を大小比べると、小型の種苗は大型種苗の4分の1ぐらいしかならず、できれば2週間中間育成して大型にして

放した方がいいということが言えます。それから小型の種苗の数を4分の1にすれば大型に換算できますので、最近2年間では大型種苗が10センチで10万尾程度放されていることになります。

それで、どのように採捕されているか3カ所で調査しました。平成14年は1,160匹調べたところ47匹が放流したものであり、すなわち出現（有標識）率4%でありました。平成15年は486匹調べたところ157匹が放流したものであり、出現（有標識）率が32%でした。ですから、平均で言います、1,100とか500匹程度調べて、何匹が放流魚かという数字が4とか32になっているわけです。これは同じ時に1回目1,100、2回目に500匹とった場合に、出現（有標識）率の数字自体はある程度変動します。これをサンプリングエラーと言います。調査した有標識率が正しいとした場合、平成14年（2002年）は4%、平成15年（2003年）は32%ですから、2年間同じ数を放したとすれば、単純に考えると2003年生まれは出現率が8倍高いわけで、逆に言うと生まれた尾数は8分の1ということになります。つまり2003年魚は2002年生まれの8分の1ぐらいしか生まれてないということです。それから、2002年の放流魚は、その年の秋に4%ぐらいの数字が出ていましたが、春に1歳魚を660匹調べた場合に7.6%、悪く見積もっても4%から8%の割合で放したものが混じっているということになります。

結論としては、慎重な対応が望ましいということです。理由としては、東西ともに2003年生まれが少ないことがあげられます。その根拠としては、秋にサゴシがあまりとれませんでした。体長なり体重をはかったところ、それが大きいときは資源が少ないという経験が過去にありまして、それからみても2003年の秋は体長が大きかったために、資源はあまり多くないと思われれます。それから先ほどご説明したように、東部での2003年生まれの放流魚の出現率が大きかったことから、2003年生まれは少ないという、悪い兆候が現れています。それから、2番目には越冬資源が少ない可能性がある。秋8月から12月に東西外側の県であります徳島県や大分県は漁獲が前年を下回るか、前年並みであることから、数の多かった2002年生まれ、つまり1歳で越冬し、今年の春4月から6月に2歳魚となり親魚として来遊するわけですが、それも残り少ないおそれがあることから、2004年の漁獲量は評価票のところで説明したように、減少と見込まれました。それから4番目としては、放流は大型種苗換算で今のところ10万匹程度ですので、一定の成果をあげていますが、漁獲量の大幅なかさ上げは現状では難しい。以上まとめますと、2004年について慎重な対応が望ましい。具体的には、危険を避けることから、現在の管理措置を続け、親を確保することが良い。より安全を図る意味では、漁獲量あるいは努力量を少し減らすようなことが望ましいということです。以上で説明を終わります。

（藤本会長）

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご質問等がございましたら承ります。

ございませんか。これまでの報告によりますと、資源状況は楽観できる状況ではなく、

今後もしっかり管理していくことが必要ということとされます。

それでは、平成16年度の資源回復措置案と、それを担保する広域漁業調整委員会指示案について、審議を行いたいと思います。事務局、説明をお願いします。

(平松資源管理計画官)

それでは、平成16年度の資源回復措置等につきましては資料の2及び資料の3、委員会指示につきまして、資料4を用いましてご説明をさせていただきます。

まず、平成16年度の資源回復計画の取り組み(案)についてでございますが、先ほど永井室長の方から、平成16年度につきましては、慎重な対応が望ましいとの報告がなされたところでございます。具体的には、危険を避けるために資源管理措置を継続し親を確保すること、もう一つは、より安全を図るための漁獲量または努力量の削減という2つの取り組みについてご指摘があったところでございます。当事務所といたしましても、行政研究担当者会議、それからブロック漁業者協議会等の結果を踏まえまして、昨年からの規制が加わりました隣接海域とともに、目合いの規制や休漁等の取り組みを継続実施するということが重要と考えております。このための各海域の漁業種類別規制につきましては、資料2の1ページ目に地図で示してございます。当事務所といたしましても、今年度と同様に瀬戸内海全体でのさわら流し網の目合い10.6センチ以上の規制や灘別、漁業種類別に実施いたします休漁、サワラ目的の操業禁止、もしくは漁獲量の上限設定、すなわち平成15年度と同様のものを継続実施することを考えてございます。

また、漁獲努力量の削減措置と並行して取り組みます種苗生産、中間育成、それから受精卵放流等栽培漁業の事業、それから広域漁場整備及び漁場環境保全等につきましては、資料1の2ページ、それから3ページに示してございます。資料2ページにつきましては、栽培漁業の取り組みについて、それから資料3ページには広域漁場整備と漁場環境保全の取り組みについて、実施予定を地図等に落として示してございます。こちらで未定との記載になっております種苗生産の数量や中間育成の数量等につきましては、平成16年度予算の執行状況が正式に決まり次第、詳細を確定するところでございます。

以上が資源回復措置の案でございますが、漁獲努力可能量、TAE管理につきましては、第7回の委員会でその期間及び上限数値をご報告したところでございますが、そちらにつきましては、昨年12月に正式に「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」という形で制定されたことをご報告いたします。こちらにつきましては、資料3にサワラにかかる分を抜粋してございます。TAEにつきましては、この基本計画及びそれに基づきます各府県の計画によりまして、資料3の7ページの表に記載されております府県別、それから漁業種類別に定められました期間において関係漁業によりまして報告をお願いすることといたしてございます。こちらがTAEに関する基本計画の内容でございます。

それから、先ほど平成16年度の漁獲努力量削減措置についてご説明させていただきましたが、この規制措置を担保するための瀬戸内海広域漁業調整委員会指示につきましては、平成15年度と同様に設定をすることとしたいと考えてございます。案につきましては資料

4に用意しております。

平成16年度の取り組み、規制措置及び委員会指示案につきましては、以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

(藤本会長)

ありがとうございました。平成16年度におきましては、今後の資源状況を注視しながら、現状レベルの取り組みを継続するとのことでございます。

また、瀬戸内海に協調してサワラの資源回復に取り組んでいただいている紀伊水道外海につきましては、2月24日に開催された和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会において、本年度同様の委員会指示を行うことが決議されております。また、宇和海におきましても、3月23日に開催が予定されておりますが、愛媛海区漁業調整委員会において、今年度と同様に委員会指示を決議する予定と聞いております。

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様のご意見をお願いしたいと思います。

(前田委員)

特に問題はないと思いますが、この委員会に先立って行われた漁業者協議会の結果についてお聞かせ願います。

(平松資源管理計画官)

漁業者協議会は2月24日に神戸で開催されました。漁獲努力量削減についてはまき網に対する規制がもう少し必要ではないかとの意見が流し網の方から出ましたが、それらにつきましては、漁法が異なるものに対し、それぞれ適切な措置をとっていくことでご理解をいただいたと考えてございます。

また、一部区域違反等の操業が見られるというご意見もございましたが、こちらにつきましては、違反漁業に対しては的確な取締が必要であり、厳正に取り組んでいくというお答えをさせていただいております。

それから、各県によって若干漁法が、この海域での取り組みは休漁、となつてございますが、それ以外の部分での細かな整理等、異なる部分があるんですが、それに対して一部の見解、ご意見ございましたが、海域等の抑制とか、いろいろ種苗等については、それぞれ事情がある中で実施してるというようなところで、これは意見交換という形で行われたことがございました。

それから、あと今回提案しましたとおり、来年度の取り組みにつきましては、平成15年度の取り組みを継続的に実施することでお話をさせていただきましたが、その中で今後必要な取り組みの変更、見直し等を行う場合には、十分な理解をとりつつ、十分な協議を行い検討を進めることが必要だとのご意見をいただいたところでございます。

あと、栽培漁業等の関係でございますが、種苗生産、中間育成、それから放流等、一部

の府県で実施しておりますが、この取り組みをもっと広げてもらいたいというご意見をいただきました。

以上が概要ですが、最終的なまとめといたしましては、平成15年度の取り組みを継続し平成16年度に実施していくことで、ブロック漁業者協議会でのご同意が得られたところでございます。

(藤本会長)

ほかにございませんか。意見がないようでございますので、平成16年度の資源回復措置案及び広域漁業調整委員会指示案について、承認したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という者あり)

(藤本会長)

ありがとうございます。平成16年度資源回復措置案及び広域漁業調整委員会指示案について、承認をいたします。先ほど申し上げましたように、平成16年度はサワラ資源にとって非常に重要な年となります。漁業者の皆様には厳しい状況が続きますが、引き続き協力していただけるよう、委員の皆様におかれましてもよろしくお願ひいたします。

それでは、ここで10分ほど休憩をとりたいと思ひます。再開は3時5分にしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

- 休憩 -

(次期資源回復計画検討の進捗状況について)

(藤本会長)

次の議題に移ります。次期資源回復計画としては、本委員会の承認を受け、周防灘三県連合海区漁業調整委員会において、周防灘小底対象魚種の資源回復計画の作成について、協議・検討が行われてまいりましたが、このたび、計画骨子を取りまとめられましたので、事務局より、これまでの検討状況及び計画骨子について、説明をお願いします。

(平松資源管理計画官)

それでは、次期資源回復計画検討の進捗状況について、説明をさせていただきます。用意してございます資料は、資料5でございます。

現在、周防灘の小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画につきましては検討を開始しておりますが、こちらの経過報告及び骨子の説明、それと候補魚種でございますカタクチイワシ、トラフグに関しましては資料がありませんが、口頭で検討状況、進捗状況の報告

をさせていただきます。

まず、周防灘の小型底びき網漁業対象種資源回復計画につきましては、山口県、福岡県、大分県の関係三県の行政研究担当者会議、関係漁業者の協議会、それから周防灘三県連合海区漁業調整委員会によりまして、計画内容の協議、検討を行ってまいりました。本日は、検討状況の報告といたしまして、資料5に用意いたしました資源回復計画の骨子（案）をご説明いたしまして、今後の計画検討の方向性をご承認いただきたいと思いますと考えております。

資料5をごらんください。こちらの骨子の構成でございますが、表の左側の項目欄には、水産庁の資源回復計画作成要領に定められております、資源回復計画に記載すべき項目を順番に記載してございます。それぞれの項目ごとに、そこでの主な記載内容、もしくは具体的な方向性につきまして、右側の欄に記載しております。各項目ごとに概要をご説明させていただきます。

まず、1番目の項目であります「資源の現状と資源回復の必要性」につきましては、小項目といたしまして「資源の特性と資源水準の現状」と「漁獲量の推移と資源回復の必要性」に分けて記載することになっております。小型機船底びき網漁業は、周防灘全体の漁獲量の半分を占める重要漁業であるにも関わらず、近年漁獲量が減少していることから、資源の回復を図り、漁獲量の増大を図ることが必要な課題となっております。また、資源回復計画の対象魚種といたしましては、1の一番下のところに括弧書きで書いてございますが、マコガレイ、メイタガレイ、イシガレイ、イヌノシタ、クルマエビ、シャコ、ガザミ、ヒラメ、こちらの8魚種の候補の中から回復措置等の内容と併せて設定するということにいたしておりますので、今後魚種別の資源状況や漁場環境改善にかかる記載を詰めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、2番目の「資源の利用と資源管理等の現状」につきましては「関係漁業等の現状」と「資源管理等の現状」の2つに分けて記載することになってございますが、こちらにつきましては、小型底びき網漁業の操業状況ですとか、資源管理、それから栽培漁業等現在取り組まれている事項についてのデータ等を、グラフや表を用いながら整理していく予定であります。

3番目の「資源回復の目標」につきましては、資源回復計画実施による目標等を数値を用いて記載することになってございます。今後、資源回復措置等の内容に基づくシミュレーション等、現在できる範囲で行い、資源回復目標につきましては漁獲量を指標にし、漁獲量の増大のための具体的な目標値を設定することを考えております。

続きまして4番目「資源回復のために講じる措置と実施期間」のところ为目标値の基礎になります。まず、こちらは3つの小項目に分かれてございますが、「漁獲努力量の削減措置」につきましては、右側の欄に書いてございます稚魚保護のための体長制限、それから再放流魚の生残率拡大のためのシャワー設備の導入、それから産卵親魚の保護、それから漁場清掃等の事業とともに実施いたします休漁措置につきまして、その内容について具体化の検討を始めたところでございます。また、漁獲努力量の削減措置とあわせまして、栽培漁業の体制強化等によりまして「資源の積極的培養措置」、それから「漁場環境の

保全措置」につきましても推進していきたいと考えてございます。

それから2ページ目の最後の欄になります5番目の「漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置」、それから3ページ目になりますが、「資源回復のために講じる措置に対する支援策」、それから7番目「資源回復措置の実施に伴う進行管理措置」、こちらにつきましては、サワラの資源回復計画で記載されております内容と同様に、それぞれ記載していくことと考えております。

それから、最後8番「その他」の項目につきましては、周防灘での計画を検討していくに当たり、2つ取り上げさせていただきたいと考えている事項でございます。1つ目は、小型底びき網漁業の対象魚種が非常に多岐にわたることから、回復計画の中では8魚種の候補の中からさらに幾つかが決定されることとなっており、回復計画の対象魚種というのは、全体の漁獲対象の一部であります。それぞれ規制措置を実施していくところでございますが、当然対象としている魚種以外にも漁獲努力量削減措置の効果があらわれと見込まれる魚種も含まれております。今後、資源回復計画の進行管理につきましては、対象魚種として上げられている魚種以外の魚種も含めて見ていくことが必要であります。それから2つ目は、底びき網漁業で漁獲している魚種の中では、シャコはほぼ底びき網で漁獲されているということが言えると思いますが、それ以外の魚種につきましては、底びき網漁業以外でも漁獲が行われていることから、それらについての措置も考えなければなりません。回復計画の検討につきましては、まず底びき網漁業での計画の枠組みづくりを先に行いまして、その後この計画がスタートできるようになった段階で、必要な関連漁業の方の検討を行う形で取り組みを進めていきたいと考えております。

以上が周防灘の小底対象魚種の計画骨子でございますが、こちらにつきましては、2月21日に三県関係漁業者のブロック協議会、それから27日に周防灘三県連合海区漁業調整委員会で承認を得たところでございまして、本日、本委員会でこの骨子の承認が得られましたら、今後、この骨子に基づきまして、個別の計画の詳細、こちらの事前協議を行い、できれば次回開催の本委員会で計画案を提出できるよう、関係機関の協議ができればと考えているところでございます。

続きまして、候補魚種でありますカタクチイワシ、トラフグについての検討状況でございます。こちらにつきましては、今回資料を用意してございません。まず、カタクチイワシにつきましては、燧灘を中心に検討を行っているところでございますが、計画作成というところまで協議が整っていない状況でございますので、こちらは引き続き、燧灘での資源管理の全体の考え方等、関係者との協議を行いながら検討を進めていきたいと考えてございます。

トラフグにつきましては、現在周防灘小底計画の具体的な検討や、カタクチイワシの協議を進めているために、進捗がおくれているのが現状でございます。今後の進め方につきましては、関係県の方々の協力の上、検討を行っていきたいと考えております。

以上が、次期計画検討の進捗状況でございます

(藤本会長)

ありがとうございました。周防灘における小型機船底びき網漁業につきましては、以前から関係者の間で調整が交わされ、共通のルールにのっとった漁場利用を行ってきた歴史があり、本計画は、それらの土台の上に立った新しい取り組みでございます。今後、詰めの作業を行い、次回委員会において、計画作成の了承を目指すとのことですが、ただいまの報告について、ご質問等がございましたら承ります。

(前田委員)

周防灘の件につきましては、特に私の方は質問はございませんが、燧灘のカタクチイワシについては、資源回復計画の対象魚種に取り上げるべきだということから、その必要な点につきましては、この席でたびたびお話をさせていただきました。できれば今年度中にできるのかと期待をいたしておりましたけれども、残念ながら、ただいまのお話のように、その運びになっていないようですので、重複するようですが改めまして、その必要性について意見を述べたいと思います。

燧灘のカタクチイワシにつきましては、広島、香川、愛媛3県の漁業者によりまして、前々から自分でできることは自分らでやろうと、自主管理を行っております。そのため、資源もやや上向いているかに聞いておりますけれども、最盛期の資源水準にはとても及ばないのが現状です。カタクチイワシにつきましては、魚のえさとして非常に価値のある魚種であり、瀬戸内海全体の資源から見ましても非常に重要なものでございますので、カタクチイワシの資源回復、あるいは資源管理の体制をできれば早く行わなければならないと考える次第でございます。また、従来現在の漁業者がある程度の自主管理をいたしておりますけれども、自主管理には限界がございます。ですから、やはりこの資源回復計画に取り上げていただいて、経営的な支援を含めて、総合的な対策を進める必要があるかと思っております。

このようなことで、ぜひ次回の当委員会におきましては、資源回復計画の対象魚種として、燧灘のカタクチイワシが取り上げられますように、藤本会長を初め各委員の格別のご理解とご配慮をよろしくお願いいたします。また、水産庁や水研におかれましても、関係者に対し今まで同様格別のご指導をお願いいたします。

(藤本会長)

できるだけ、それに沿った努力をいたしますので、よろしくお願いいたします。
ほかに。

(坂井委員)

小底の資源回復計画には敬意を表する次第です。皆さんの努力に対して足を引っ張るわけではありませんが、質問させていただきます。

まず一つは、ここに書いてある許可隻数は、1980年代からふえているのか、減っている

のかということが第1点です。それから、これはそもそも多すぎるのではないかという、そういう議論があるのかないのかというのが、意見です。

それからもう一つは、候補対象魚種が、例えば関門海峡や伊予灘と資源的に出入りや関連がないかどうか。その3点、質問としてお願いしたいと思います。

(平松資源管理計画官)

まず最初の許可隻数の過去からの推移でございますが、資料に載せております数値は、平成15年の許可数でございます。ただ、山口県につきましては、周防灘、伊予灘で許可がわかれておらず、瀬戸内海で1つの許可になっていることから、厳密に周防灘の許可隻数はわかりませんので、一部伊予灘海域のみで操業されている方も含まれた数字になってございます。福岡、大分は許可の体系が周防灘で分かれておりますので、その数字でございます。それで、今手元に過去十数年前ぐらいまでの数字がございまして、数値的には年々減っているという状況になっております。

(大田調整課長)

調整課の大田でございます。

2つ目のご質問、許可隻数が多すぎるのではないかとのことでございますが、周防灘における各県の小型底びき網漁業につきましては、周防灘三県連合海区漁業調整委員会等が漁業調整を図りながら、資源に見合った資源管理手法の検討をしておりますので、現状では適正な許可隻数であると考えております。

(平松資源管理計画官)

それから3番目、周防灘の対象資源の他海域との関連についてでございますが、今回対象としている魚種につきまして、先ほど瀬戸内水研からサワラの資源評価について、説明いただいたところでございますが、あのようなレベルでの資源の解析が残念ながらできていないのが現状でございます。しかしながら、これらは底魚の魚種であることから、サワラのような大きな回遊は行っていないものと思われまして、あと伊予灘との関係ですと、大きな海の中で泳いでいるわけでございますので、関連がある可能性は考えられます。そういう中で、これまで周防灘におきまして、漁業調整ですとか資源管理に向けての協力した取り組みが行われている中で、底びき網を対象にしたものを計画したいという地元の意向があり、我々といたしましても、ある程度灘ごとの取り組みから始めていきたいというところがございまして、周防灘で、このような形で検討を進めていきたいと考えた次第でございます。

(山根委員)

周防灘のことですが、2、3回私も会議に出席をさせていただいております。今、坂井委員がおっしゃったように、山口県は関門から岩国と大変範囲が広くございまして、例えば

下松の漁師が周防灘の休みで全部休んでくれるかという話になり、そのあたりがまだよく詰まっています。先ほど次回の会議でほぼ決定されるようなことをおっしゃいましたが、魚のサイズにしても、休漁にしても、まだかなり不透明なことが多いようで、私にとっては次回でまとまるようには見受けられないような気がしますが、いかがでしょうか。

(平松資源管理計画官)

今、委員のおっしゃられましたように、先ほど申しました措置の細かい点について、当然これから協議して決めていかなければなりませんので、次の機会までにその辺の協議が整うよう取り組んでいきたいという、努力目標的な意味合いで発言させていただいたものでございまして、何が何でも期限を切って、そこまで見切り発車するということではございません。今、山根委員がおっしゃられましたように、特に山口県の場合、2つ海域があって、その中でどのような計画をつくるのかというところが非常に大きなポイントになるかと我々も認識しておりますので、その点はきちんと議論しながら、関係者の合意を得つつ進めていきたいとの認識はしておりますので、ご理解いただければありがたいと思います。

(藤本会長)

ほかにございませんか。ご意見もないようでございますので、この周防灘小底対象魚種の資源回復計画の骨子につきまして、本委員会として承認したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という者あり)

(藤本会長)

ありがとうございます。委員会として周防灘小底対象魚種資源回復計画骨子を承認いたします。事務局においては、早急に詰め作業を行い、平成16年度中に計画作成ができるよう、協議を進めていただきたいと思います。また、カタクチイワシ・トラフグについては、進捗が遅れているようでございますが、両魚種とも瀬戸内海の漁業にとって非常に重要な魚種であります。先ほどの前田委員の指摘にもありましたように、事務局においては、適正な対策がとれるよう、精力的に検討をお願いします。

(平成16年度資源管理関係予算について)

(藤本会長)

それでは、次の議題として、平成16年度の資源管理関係予算について、水産庁管理課から報告をしていただきます。よろしくをお願いします。

(齋藤資源管理企画班課長補佐)

管理課の齋藤と申します。よろしくお願ひいたします。資料6番を用いて説明させていただきます。

資源管理の予算といたしましては、平成16年度水産予算の重点事項の中にも、水産資源調査の充実と資源回復への取り組みの強化について最初に書かれております。そして、中身といたしましては、資源管理の中心的な施策となっております資源回復計画策定の加速化を図るということで、関連予算の充実を行っているところでございます。資料ですが、最初のページにとりまとめた横表があって、その後それぞれの事業のPR版がついております。本日は、最初のページの横表を使いまして、特に今回充実なり新規で確保したものの説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、中ほどよりやや下に「施設整備、栽培漁業対策における資源回復のための重点化」という項目が新規として載っております。この内容といたしましては、施設整備や栽培漁業対策と連携いたしまして、資源回復計画にかかる施設の重点整備、あるいは栽培漁業における資源回復計画対象魚種の重点化を図るということであり、それぞれ漁業経営構造改善事業ですとか、栽培の事業について、新メニューを起こしたということになってきます。この考え方につきまして、水産の基盤というのは、やはり資源であり、要するに水産経営の安定化を図るためにも、また、栽培で種苗放流をした場合の初期の不合理漁獲といったものをきちんと防止いたしまして、栽培の効果を最大限に高めていこうという観点から、ハードや栽培の事業と連携の強化を行ったものでございます。

続きまして、中ほどに「資源回復等推進支援事業」ということで、19億9千万円ほどの事業が載っておりますが、こちらは、資源回復計画に基づきます漁獲努力量削減に対する支援措置ということで、減船、休漁を行った場合の支援ですとか、あるいは漁具改良の支援を行うものとなっております。これは見た目が新規事業の形になっておりますが、これは、平成15年度までは減船の事業と休漁に対する支援事業を二本立てで行っていましたが、これを使いやすくまとめて1本にし、19億円という予算を確保したところとなっております。また、資源回復等推進支援事業の中に、休漁船を活用してごみ掃除を行うというメニューがありますが、平成16年度からは回収したごみを処理する費用も新たに対象にしております。

続きまして、拡充されたものといたしましては「資源調査の充実」ということで、「我が国周辺水域等の資源調査」といったものが、平成15年度より2億円ほどふえて20億円となっております。この拡充の主な中身については、マイワシ等の浮き魚について、環境要因による資源変動がどのようになっているのかといったことを調査するためのものが主な中身となっております。

そのほか、資源管理の枠組みでございますTAC制度、資源回復計画、あるいはTAEの運営を行うための経費、事業名で申しますと、何度かこの表に出てきておりますが「資源管理体制・機能強化総合対策事業」につきましても、前年度並みの予算を確保したところとなっております。

また、昨年秋の委員会で、「資源に優しい漁法開発促進事業」約3千万円の事業を要求中とご説明申し上げたところですが、こちらにつきましては、研究指導課の既存の事業で対応するとの整理をいたしまして、事業化は行っておりませんことをご報告申し上げたいと思います。

以上ですが、このように非常に予算の厳しい中で、資源回復の関連予算については、所定額を確保した状況となっておりますが、こういった予算を使いながら、今後また資源回復計画を進めてまいりたいと思っております。事務局からは以上です。

(藤本会長)

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(鍋島委員)

資源回復計画に基づく漁獲努力量の削減に対する支援措置のところ、不要漁船のスクラップ処理等を支援という、漁師にとっては待ちに待ったところと思いますが、もう少し詳しくおっしゃっていただけないでしょうか。

(廣山経営改善班課長補佐)

水産経営課の廣山です。当該事業の担当係ということでご説明を申し上げます。

先ほど坂井委員が周防灘の小底のところでお話されたように、正直言いまして、漁船の数が多過ぎて資源の回復が遅々として進まないといった漁業種類や魚種があると思います。そういった中で、漁船の数を計画に基づいて減らしていかなければいけないと判断された場合には、そのような場合を資源回復計画に盛り込んでいただきますと、不要になったとはいえ、まだ使える船をつぶさないといけなくなると損害が発生しますので、それについて一定の算式で支援を行う事業でございます。そういった意味で、資源の回復のために一時的に船を減らす休漁で対応するのか、恒久的に船を減らすべきである減船で対応されるのか、よくご議論いただいて、もし減船であれば、今ご説明申し上げた形での減船になりますし、休漁で一時的な経営の補てんということであれば、休漁の予算になりますが、補助率が若干違いますので、どちらかを選んでいただいて、対応していただければ、それに合わせた国の支援事業は、従来どおり用意されておりますので、ぜひご活用いただければと思います。

(鍋島委員)

年老いてやめていく人たちのためではないということですか。

(廣山経営改善班課長補佐)

単純にやめたいから金をくださいという予算ではありません。資源回復のために船を減

らすことが必要だということを、しかるべきレベルで決めていただいて、その計画に基づいて実行されたものについての支援でありますので、よろしくご理解願います。

(藤本会長)

ほかにございませんか。

(資源回復計画に係る支援について)

(藤本会長)

次の議題として、資源回復計画に係る支援について、引き続き、水産庁管理課から報告をお願いします。

(佐藤資源管理推進室長)

それでは、私の方から簡単にご説明したいと思います。資料7をごらんください。今からご説明する内容は、状況報告ということで、特別ここで何か決めていただくということではございません。このような状態が全国的におこっているということです。

支援措置につきましては、資源回復計画の新しい政策の柱の1つになっております。これまで資源管理型漁業などで、もちろん漁業者の自主的な取り組みにより資源管理措置が行われ、それにおいても結果も出ておりますが、昨今の財産難の状況等から、必要性はわかるけれども、現状のことを考えると踏み切れないといった中で、打ち出したところがあります。過去にも予算が余ってしょうがないというようなことは1回もなく、常に予算は厳しいし、それからいろいろな補助事業も含めて、漁業者の方から見れば、金額は少ない上に対象は限定されていることから、もちろん十分で必ず満足するということではなく、大体このような支援措置は、漁業者の方から見れば不満だというのはありますが、実は最近の事例として、特に後になって計画をつくることにおいて、問題が出てきております。それで、この資料については昨年秋、日本海北部の部会において委員より、水産庁はこういう予算の説明はどんどんしてくるが自分の県で資源回復計画をつくる時に、ある程度支援措置と具体的な内容を念頭に置き、管理措置を決めるべく漁業者が合意された、県の担当者もある程度の予算のめどを付けたはずでしたが、実際に財政課に持って行ったら、予算がつかなかったために、結局自分たちでできることに限定した施策に切りかえたそうです。そういうことがあって、水産庁が説明する予算と、実際に各県で起こったことは全国的にどのようになっているのか、もし同じような問題があるなら、そういうことも明らかにしてくれないかという意見がございました。それで、これからご説明しますのは、どういう形で予算が執行されているのか。サワラについてももちろん漁業者の方からもっと支援してほしいという意見があるかもしれませんが、ある程度形ができた段階で支援措置が動いているものがあります。しかし、先ほど申しました三位一体の改革により、県の財政が問題で枠組みがつかれないとか、それからつくっても拡大なり拡充が止まってしまう

という問題が出てきていることから、今後、瀬戸内海の委員会においても、次期候補魚種、それから県単の資源回復計画なども含めて議論をするときに、この問題について皆さんにご理解いただき、最優先課題として何とか財政的な問題を解決していただけるよう努力していただきたいための説明でございます。

(阿部 T A E 班課長補佐)

私、水産庁管理課で資源回復計画を担当しております阿部と申します。資料7に基づきまして説明させていただきます。

この資料は、1枚目に総括的なものをつけています。2枚目には、各資源回復計画別、都道府県別、これはA県、B県、C県と県名は伏せさせていただきます。詳しく資料を見れば、どの県かは推察いただけますが、我々としては別にどの県がお金を出して、どの県がお金を出していないとか、そういう話をしたいと思っているわけではございませんので、県名を伏せさせていただいて資料作成をしました。

まず1枚目「資源回復計画に基づく漁業者支援関連予算の執行状況」から説明させていただきます。先ほど佐藤室長の方から話がありましたとおり、資源回復計画は今まで漁業者の人たちに資源管理に取り組んでいただいていたわけですが、その枠組みが大胆な休漁をして、漁獲努力量を大幅に減らすしか方法がないというようなものに対して、支援がなければそのような計画ができないということから、資源回復計画の実施に対しては、手当をしながらやりましょう、と実施してきた目玉の事業が1.の「資源回復計画推進支援事業」というものでございます。これにつきましては、国、都道府県が3分の1ずつ負担して、あと残りの3分の1、必要な部分は漁業者に負担してもらいます。漁業者の負担部分については、資源が回復して漁獲全額がふえた段階で返すことができるよう金融公庫から低利の融資を受けられるような枠組みをつくって実施しているものでございます。それで資料を見ていただきますと、平成14年度ですがすべて金額は国費ベースでございますので、事業費で言いますと、先ほど言いました3倍になります。予算額で4億円準備いたしました、それに対して使用実績は大体1割程度の3,800万円でした。この内容につきましては、金額のすべてがサワラ資源回復計画に係るものであります。平成15年度でございますけれども、こちらとしては、資源回復計画数が更にふえていくということで、2億円の増額をして6億円の予算を確保したところでございますけれども、使用実績の見込みについては、2億6,600万円、半分に満たない執行状況になっています。

それで、個別の内訳を見ますと、サワラ瀬戸内海系群や日本海アカガレイには実は1,000万円以上の予算がついてる。その中で特に のマサバ太平洋系群が結局2億6,600万円のほとんどを占めてる状況になります。もしもこのマサバ太平洋系群がなければ、更に厳しい状況です。

続きまして、2.の事業でございますが、これは減船事業でございます。減船事業につきましては、やはり計画の中で、削減措置として減船という手段を選ばない限りは、この予算はついてこないわけでございますけれども、そういうふうなものを平成14年度に実施

した計画においてなかったため、ゼロとなっております。平成15年度につきましては、日本海北部のマガレイ、ハタハタ資源回復計画で減船を実施することとなりましたし、マサバ太平洋系群資源回復計画においては大中型まき網漁船を対象にした減船というメニューがあります。それで減船を実施しましたので5,500万円プラスです。このプラスですけれども、マサバ太平洋系群については4,200万円余り、もう既に執行しておりますが、これはまき網というのは網船や運搬船や火船などで船団操業する漁業ですが、運搬船を少なくし、効率を悪くして漁獲努力量削減することで、運搬船1隻の減船に対して4,200万円、プラスの部分はおと1ヶ統減船する話を今計画中でございますので、それが実施されれば、金額が確定します。

3番目の「資源回復計画支援基盤整備事業」、これは予算額94億円という非常に膨大な金額になります。これは漁港や漁場整備等公共事業の枠組みの中で、漁場整備に係る部分について、新たに資源回復計画で休漁した人に対して、昔からある漁場清掃事業を積極的に活用していくことで、平成15年度から新設された事業でございますけれども、こちらにつきましては実績はゼロでありました。

続きまして2枚目以降説明します。これを余り細かく説明すると時間がかかってしまいますので、簡単に傾向だけ説明いたしますと、まず、サワラ瀬戸内海系群資源回復計画につきましては、さわら流し網漁業とはなつぎ網、さごし巾着網、さわら船びき網、ひき縄が対象になっておりますけれども、このうち1枚目で説明しました推進支援事業の対象となり得るような削減措置を行っていただくことになったさわら流し網漁業につきましては、各県のご努力、また漁業者のご理解をいただきまして、おおむね漁業者の要望にこたえることがある程度できたと考えております。その結果、最終的には各県が連携した漁獲努力量の削減が実施されて、資源の回復に結びついていくとの評価をしていただいております。なお、削減措置の内容、ほかの漁業の削減措置につきましては、支援事業の対象とはなり得ないことから漁業者の負担で行っていただくこととなります。

続きまして、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網対象魚種資源回復計画についてでございます。これにつきましては、削減措置の内容といたしましては、小型魚の採捕制限、休漁期間の設定、漁具の改良などがあります。このうち支援事業での対象となる削減措置は、漁具の改良と休漁期間の設定でございますが、これにつきましては、これを実施するL県とM県がどちらも非常に厳しい県財政の状況であり、平成14年度から要求していたにも関わらず、予算がつきませんでした。それが平成16年度、資源回復計画の中ばにきて、この措置を何とか導入したいという県の意気込みもあったためか、両県とも県費で1,400万円から1,600万円という多額の金額を投じることができまして、事業費としては8千万円近い休漁を実施することができそうです。

続きまして、1枚めくっていただきまして、日本海西部アカガレイ（ズワイガニ）資源回復計画でございます。こちらにつきましては、削減措置の内容といたしまして、保護区・保護礁の設置や改良網の導入、この改良網といいますのは、福井県の方で越前型の網というものがございまして、ズワイガニは冬場しかとれず、春、秋は制度上とれないわけ

ですけれども、ただ、同じ水域でアカガレイをとろうとするとカニがかかってしまう。結局その時期に揚げたカニは水揚げできないために再放流しているわけですが、それを船上で再放流するのではなくて、そもそもとれないように二層式の網を開発し、その導入を考えているわけですが、そのうち支援事業の対象となりますのは、改良網の導入と休漁措置でございます。これにつきましては、当初より改良網の導入を予定していた〇県、P県、Q県で予算の確保ができて、1年というわけにはいきませんが、大体3年計画ぐらいで全漁業者に導入することになっています。

続きまして、太平洋北部沖合性カレイ類の資源回復計画につきましては、保護区の設定が実施されている内容でございます。これにつきましては、資源調査で生態的な部分がよくわかっていないために、単に漁獲量を見ている中で、何を取り組んでいくかについて漁業者と研究者と話し合ったわけですが、漁業者から、ある特定の時期に、特定の場所でとられるのでという意見を受けて、保護区を設定しております。この保護区の設定につきましては、支援事業の対象ではございませんので、自主的にということでございます。ただ、我々としたしましては、この保護区の設定に加えて、休漁や漁具の改良等により別の手法による削減措置も追加して講じながら行っていきたいと思っているわけですが、今のところ、県の方から返事をいただけてないことから、今後の先行きについて多少不安を感じているところでございます。

続きまして、日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画でございます。こちらにつきましては、減船でありますとか、休漁期間の設定、保護区の設定、漁具の改良など、各県ごとに漁業者と話し合った措置をケース別にそれぞれの漁業種類で実施しているものですが、この中のc県につきましては、最初担当者は底びきの漁業者に休漁1ヶ月間との話をしており、各漁業者にどれぐらいの休漁支援となるかという話まで詰めたにも関わらず、結局財政状況が厳しく、最終的には県の予算がつかないために、休漁措置から保護区の設定について、変更せざるを得なかったという状況が発生しました。一方d県におきましては、最初から県の水産分野における最重点課題として取り組んでいたこともありまして、かなり金額的に確保することができたという状況になっております。

続きまして、マサバ太平洋系群資源回復計画でございます。こちらにつきましては大中型まき網漁業者が対象となっております。係船休漁を実施することになっております。この係船休漁の取り組みはマサバがいつどれぐらい発生するのかが漁場形成によっておきまして、毎年同じ時期に、同じ場所に発生するわけではございませんで、とりあえずマサバの操業時期に、例えば月に1回休みましょうというような決め方と、マサバが現れたときに自主的に行う休漁と組み合わせて実施しようと思っております。これにつきましては、平成15年度から既に休漁措置を実施しております。係船休漁措置につきましては、当然資源回復計画推進支援事業の対象となりますので、取り組みに当たっての支援を受けながら実施していくことになっております。特に平成15年度につきましては、年度の途中で資源評価をしたところ、平成14年の資源評価の2002年魚がかなり多いとのことで、これを次の

卓越年級群の発生の親として残しておくためには、今、休漁しなくてはならないということになりまして、漁業者の方は早く休漁したい、でも県の方は年度途中なので、補正予算で対応しなければならず、また補正予算を組むのは難しく、時期も休漁とタイミングがあわないということで、平成15年度につきましては、漁業者が県の3分の1負担分を見る、すなわち漁業者が支援事業でかかる経費の3分の2を出すことでスタートしております。それで平成16年度につきましても、この休漁措置は継続されます。特にマサバ資源回復計画の実施計画におきましては、平成16年に卓越年級群が発生するという前提のもとに、休漁計画を組んでおります。となりますと、こちらを金額的に見ていただくと、特にi県などでは、事業費ベースで8億6,000万円、国の負担だけでも2億8,700万円で、休漁を実施しなければならないことになっております。結局これにつきましては、各県とも、平成15年は準備が間に合わなかったとの話がありましたけれども、平成16年については、きちんと当初予算を要求して対応してもらえるものと各県に期待しておりましたが、結局、今の段階におきましては、各県ともに、予算の手当が1円もできない状況でございます。これにつきましては、財政状況が厳しく、お金が出せないという県は、その理由の一つにあるのでしようけれども、それとは別に、大中型まき網漁業者が休漁する部分については、金額の高い低いが問題なのではなく、とにかく出さないという方針を出している県もありまして、今後どうしていくかについて漁業者と相談していかなくてはなりません。このi県の場合、2億8,700万円の国費分がイコール県の負担分になりますので、もしこれを漁業者に負担してもらおうとなると、漁業者にはこの金額の倍の負担を強いることになりますので、今後、漁業者と十分に話し合いながら、調整しなければいけない状況が発生しています。

資料7の説明は以上です。

(佐藤資源管理推進室長)

個別の各論はそういうことですが、基本的な問題として、なぜ国3分の1、地方3分の1にしたのかということです。最初からそういうことをした理由は、資源というのは大臣許可とか知事許可に関係なく地元にも受益性があることから、今後の負担を漁業者にもお願いしました。しかし、その段階から魚種や漁業種類によっては受益性が各県にとって違って来るのではないかと。その典型の例が太平洋のマサバでありまして、実際には都道府県9県あるうち3県は日本海の県になります。日本海の県にとっては、いかに太平洋の資源をふやすのに、日本海の県が顔を出すということは、確かに自分のところで仕事している漁業者が太平洋に船を持っていくということはある。そういう問題は当初からいずれ出てくるということは覚悟しておりました。ただし、もっと問題なのは、県知事許可漁業で目の前で操業して、目の前で地元に掲げているにも関わらず、先ほど言ったような問題があって、結局財政的な問題として実現しない県が出てきておることです。昨年の秋からの3年間で4兆円の補助金削減で、一定の財源は地方に移譲することになっているのですが、トータルだとマイナスなのです。そういうことになると地方財政はどうなるのかというのは、全くわからないわけです。ただ、むしろお金がないから何もやらないという議論は

反対ですが、やはり必要なところにはある程度の支援措置を入れておかないといけない。過去のハタハタもそのときは随分思い切った支援をしたから、今日があったのだと思います。

そういうことで、私どもとしてもこの問題をどのように解決していかなければいけないのかということは、庁内でも議論を始めたところですが、根本は財務省よりも、地方の財政のスリム化を狙いすぎることにより、三位一体改革のどこかにきしみが出てくることです。結果的にそのきしみを国の負担を大きくし、支援するべきとの意見が出される。例えば一部のまき網漁業者の方が、県が予算を出さないなら国の補助率を上げて負担させようという意見が委員会で取り上げられたようです。それは少し難しい話ですが、いずれにしても、私どもとしては今後どういうことができるか。単純に補助率を上げるということはなかなか難しいと思いますが、厳しい状況の中で資源を回復させるということは最優先の課題であります。担当者の方は県の中で予算繰りに困っていると思いますが、何とかその中でこの資源回復計画に予算をまわして、経営支援の体制を整えた上で漁業者の了解を得て、資源回復が回っていくためのことを行う必要があるのではないかと考えています。この件について水産庁として何ができるのかについては今後検討されるようになっております。

以上です。

(藤本会長)

ありがとうございました。ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

(高橋委員)

今お話を聞くほどに、これはとんでもない話という実感でございます。なるほど資源回復の問題が出てきて、タイミングの悪いときに出てきたのですかね。ですが、県の財政も職員の給料さえカットして切り込んでいっている状況でございますから、おいそれとは出ないと思います。それは資源回復の重要性というのは今さら言うまでもないですが、何か別の考え方をしてでも、この問題は取り組んでいかないと、幾ら言っただけ言い方は悪いですけど、絵にかいたもちですよ。これは食えない。ですから、何か基本的なお考えを別の視野からでも考えていただかないと、幾ら言っただけ、押し問答になって前に進みませんよ。未消化の額を見て愕然としましたが、何か県として何ができるかいい知恵はないのかなと。お願いやらばやきやらという話です。以上でございます。

(前田委員)

私も同感であります。

(佐藤資源管理推進室長)

率直にいろいろ聞いてみると、財政課の方に話を持って行けば、そのかわりあなたの課の持っている予算をつぶして下さいと言われるとのこと。例えばある伊勢湾、三河湾の資源回復計画が何で3年たって予算化ができたかということ、恐らく幾つかの予算が転機を迎え、本来であれば新しい事業に切りかえるのを、それをねらって予算を立ててきたのでしょうか。予算というのは、何か事業が代わっても、「座布団」になる財源があります。要は厳しくても、ある程度の財源があれば、事業の名前が変わっても継続して実施できますが、資源回復計画の支援制度というのはまさに新規事業です。そうすると県の中の他の予算から引っ張ってこなければなりません。県が国に対して補助事業の申請をしてくる中で、いわゆる実質残額が出ている分の総額から見れば、この事業の予算を出すために、他の事業費を1~2%カットすればいいのではないかと。水産庁は資源回復計画に関する予算については、とにかく増額しているのに、県では何でそれができないのでしょうか。それは県から見て、この資源回復計画に係るウエイトよりも、別の事業が重要ということであり、申し上げますと、厳しい中での何に重点的な配分は、従来の予算の流れの中の微調整では不可能ということではないのでしょうか。だから、ある時間おけば、ほかの予算が倒れたときに、この予算に振り向けていただけるとのことだと思えますが、いずれにしても、予算を出していただいている県はありますが、全体としては厳しい状況なのかと思っております。

(高橋委員)

おっしゃっていることに反論するつもりは全くありません。私もその通りと思っております。しかし、別の視点から考えると、水産資源は一つの県だけのものではなく隣接県も含めたものであります。その点から、各県とも予算をつける難しさがあるのではないのでしょうか。

(藤本会長)

ほかにご覧いませんか。ないようでございますので、最後の議題に移りたいと思います。

(その他)

(藤本会長)

香川県水産試験場から昨年秋に行われたサワラの資源評価調査の結果について、報告をしていただきたいと思います。

(山田主席研究員)

香川水試の山田でございます。失礼ですが、座って説明させていただきます。それでは、資料8に基づきまして、平成15年のさわら流し刺網の試験操業の結果を報告させていただきます。

きます。

本県の場合、平成10年からさわら流し刺網の秋漁の全面休漁を実施しております。このような背景の中で、そのとき生まれた資源量の動向を見る目的で、平成10年度から試験操業を行ってきております。したがって、一応過去の結果を含めましてご報告させていただきたいと思っております。

それでは、お手元の資料8の一番上「1 試験操業網の状況及び操業海域」ですけれども、網の目合いはすべて2寸7分で15反の長さの網を使用しております。平成15年の試験操業は、そこに黒く丸で書いた小豆島の南海域で行っております。

次に資料の2番の操業日及び漁獲状況でございますが、ちょうど右端に平成15年の結果を示しております。操業の日は10月6日、15日、20日の3回、延べ6隻で実施しております。操業日につきましては、基本的に漁業者の方と協議して、業績等から判断いたしまして、サゴシが多くとれるであろうと思う日を選んで試験操業を行っております。漁獲尾数でございますが、平成15年の場合、延べ6隻で43尾、昨年平成14年が289尾、一昨年の平成13年が105尾と比較してもわかるように、かなり少ない漁獲となりました。1隻当たりのCPUEをその表の最下段に書いてありますが、1反当たりに直しても0.5尾で、1999年に次いで低い値となりました。

次に、表3に漁獲されましたサゴシの大きさを表示してございます。平成15年の結果は一番下の段に示しております。左側に漁獲されたサゴシの尾数と大きさ、右側に放流魚の尾数と大きさを載せさせていただいております。漁獲されましたサゴシの大きさですが、1枚めくっていただきまして、2ページに雄と雌とを分けました魚体の大きさの組成のグラフを載せさせていただいております。一応43匹の平均の尾叉長は48センチ、平均体重は960グラムで、前年の2002年よりわずかではありますが、全体的に大きくなっていることがわかります。

次に、放流魚についてですが、昨年の平成15年は43尾中11匹が標識放流でとられたものであります。漁獲尾数に対する放流魚の尾数の割合といたしまして、標識混獲率がありますが、その標識混獲率は25.5%、つまり漁獲されましたサゴシの4匹に1匹は標識魚だったという非常に高い値となっております。平成14年度は3%であったということから見ましても、本年が非常に高いことがわかれると思っております。放流魚の追跡につきましては、別途、調査をしておりますが、平成15年は標識放流を始めた平成11年以降で最も高い標識の混獲率となっております。

次に一番最後の表4にサゴシ以外の漁獲物を示しております。その中に平均2.2キロの1歳魚のサワラが12匹とられております。これは1998年から試験操業を実施しておりますが、1歳魚のサワラが漁獲されたのは初めてであります。この1歳魚につきましては、標識の確認はしましたが、ございませんでした。

以上から、サゴシの漁獲が少ないこと、及び放流魚の占める割合が非常に高いこと、さらに1歳魚のサワラが漁獲されたことから判断いたしまして、先ほど水研の永井室長からもご報告がありましたように、2002年生まれの資源量がここ数年の中では最も多いと思わ

れますが、昨年2003年に生まれた資源量がかなり悪いことから、2003年生まれが少ないと思われ、資源量はまだまだ回復するまでには至っていないと考えられますので、引き続き資源回復計画に基づいて、サワラ資源の把握や規制を続けていく必要があると思います。

簡単ですが、以上でございます。

(藤本会長)

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

それでは、これで本日予定しておりましたすべての議題が終了いたしました。このほかに本日の委員会で取り上げるべき事項等はございませんか。ほかにご意見等ないようでございますので、本日の委員会はこれにて閉会いたしたいと思えます。委員の皆さん、ご臨席の皆様におかれましては、貴重なご意見ありがとうございました。また、議事録署名人の嶋委員と鍋島委員におかれましては、後日事務局より議事録を送付いたしますので署名の方よろしく願います。

これをもちまして第8回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。